

○ 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(審判手続において提出する書面の記載事項)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 準備書面その他の指定職員（法第三十四条の四十三第二項に規定する指定職員をいう。以下同じ。）が審判手続において提出する書面には、被審人の氏名又は名称及び第一項第二号から第四号までに掲げる事項を記載し、指定職員が記名するものとする。</p> <p>(事件記録の謄本の様式)</p> <p>第十一条 法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名しなければならない。</p> <p>(審判調書の形式的記載事項)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名しなければならない。</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(審判手続において提出する書面の記載事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 準備書面その他の指定職員（法第三十四条の四十三第二項に規定する指定職員をいう。以下同じ。）が審判手続において提出する書面には、被審人の氏名又は名称及び第一項第二号から第四号までに掲げる事項を記載し、指定職員が記名押印するものとする。</p> <p>(事件記録の謄本の様式)</p> <p>第十一条 法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。</p> <p>(審判調書の形式的記載事項)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>2 前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名押印し、審判長が認印しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、審判長に支障があるときは、審判長以外の審判官がその事由を付記して認印しなければならない。審判官</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

に支障があるときは、審判手続の事務を行う職員がその旨を記載すれば足りる。